

議案第 3 号

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国民健康保険の税額算出の際に、庁内連携による特定個人情報の授受を行い、効率的で確実な事務の遂行を図るにあたり、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別表第2に次のように加える。

4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報
--------	--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
4 二宮町長	地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例に よる地方税の賦課 徴収に関する事務 であって規則で定 めるもの	(1) 障害者支援施設等への入所等 の措置に関する情報であって規 則で定めるもの (2) 自立支援給付の支給に関する 情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報			